
第1章 計画策定の基本的事項

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

我が国においては、少子・高齢化や核家族化の進行など、社会構造が大きく変化する中で、ライフスタイルの多様化等を起因として、不適切な食生活をはじめ、運動不足等の生活習慣の乱れやストレスからくる、体と心の健康への影響が深刻化しているほか、生活習慣病に係る医療費や介護費などの社会保障費の増大も大きな社会問題となっています。

健康増進分野においては、国は、個人の生活習慣の改善をはじめ、個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指して、「健康日本21（第2次）」に基づく施策を推進しており、茨城県においても、県民が支え合いながら、生涯を通じて健康に明るく元気に暮らせる社会の実現を目指し、「第2次健康いばらき21プラン」を2013（平成25）年に策定し、施策に取り組んでいます。

食育の分野においては、2005（平成17）年に食育基本法が施行され、国においては、「食育推進基本計画」を策定するとともに、県においても、「食育推進計画」に基づき、食育をはじめ、食生活の改善、歯と口腔の健康づくり等の施策を推進しているところです。

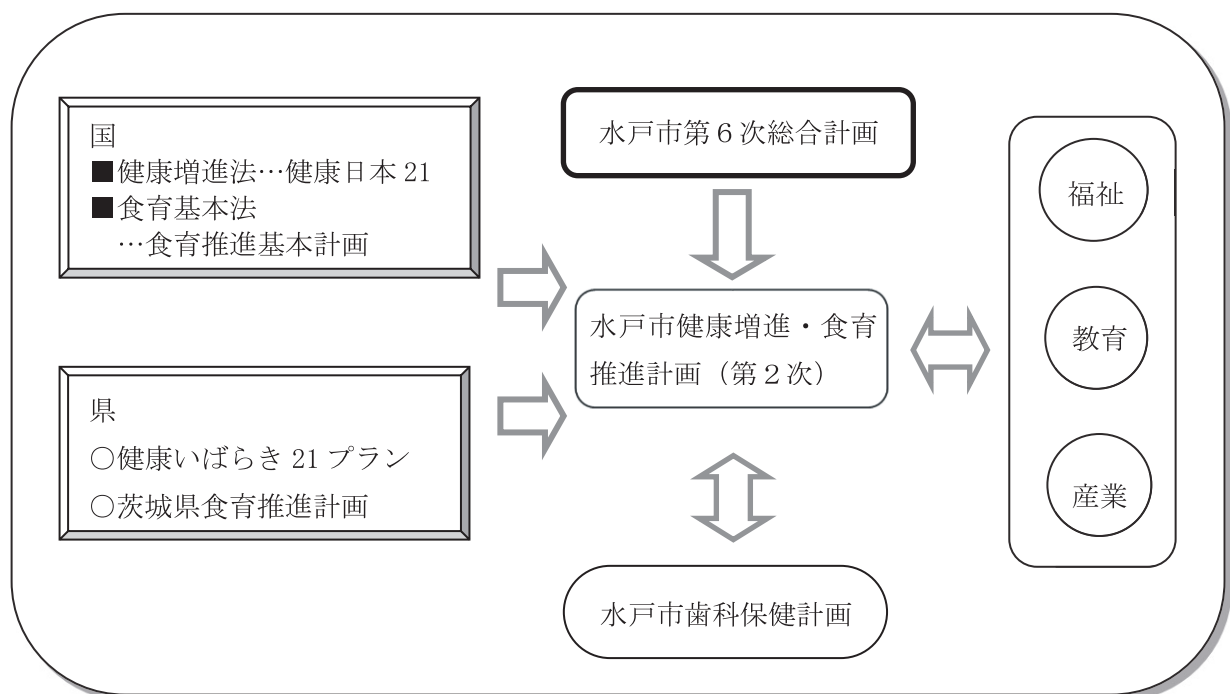
本市においては、健康と食が深い関わりがあることから、健康増進計画と食育推進計画を一体化した上で、2011（平成23）年度に「水戸市健康増進・食育推進計画」を策定し、市民の健康増進及び食育等の施策を推進してきました。市民の健康的な生活習慣の確立に向け、課題や時代の変化に応じたニーズを踏まえ、「水戸市第6次総合計画」等の上位計画との整合を図りながら、「水戸市健康増進・食育推進計画（第2次）」を策定し、健康意識を醸成するとともに、市民がともに支えあい、生涯を通じて健康で心豊かに暮らせるまちの実現を目指します。

2 計画の位置付け

本市の上位計画である「水戸市第6次総合計画」や関連する「水戸市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」, 「水戸市学校給食基本計画」, 「水戸市農業基本計画」など, 本市が策定した各種個別計画との整合を図りながら策定します。

なお, 歯科分野の施策については, 2013(平成25)年度に策定した「水戸市歯科保健計画」において, 具体的な施策を推進していくものとします。

また, 本計画は, 国により策定された「健康日本21」, 「食育推進基本計画」, 茨城県で策定された「健康いばらき21プラン」, 「茨城県食育推進計画」の内容を踏まえ策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は, 2017(平成29)年度から, 2023(平成35)年度までの7か年とします。なお, 社会情勢の変化等を踏まえ, 必要に応じて計画の見直しを行います。